

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（269））
2. 日時：平成29年8月8日 13時30分～17時55分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、角谷安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長、皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

舟山首席技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他14名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力運営 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 発電部 放射線安全課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（炉心技術）

電源開発株式会社：炉心・安全室 炉心技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「26条/59条 原子炉制御室」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に設置する監視カメラの監視不可範囲に監視が必要な設備、機器等がないか確認して提示すること。
 - 中央制御室のプラントの状態監視等に必要な最低限の要員3名がいつ待避室へ移動するのか、また、その他の要員がいつ緊急時対策所へ移動するのかを整理して提示すること。（有効性評価のタイムチャートに記載すること。）
 - 中央制御室照明設備の概要図について、照明設備の配置及び設備仕様を適正化すること。
 - 中央制御室待避室を5時間正圧化する根拠を整理して提示すること。
 - 中央制御室待避室のデータ表示装置で確認できる主なパラメータについて、選定の考え方を整理して提示すること。
 - 中央制御室待避室の寸法等を確認して提示すること。
 - チェンジングエリア用資機材の置場を確認して図に示すこと。また、チェンジングエリア用資機材の数量の考え方を提示すること。

- 中央制御室待避室の準備手順着手の判断基準であるサプレッション・プール水位指示値+6.4mの根拠を整理して提示すること。
- チェンジングエリアの被ばく低減に関して、可搬型空気浄化装置から送られる風が逆流しないように区画が仕切られているか確認して提示すること。
- チェンジングエリアの入退室ルート間の汚染拡大防止について詳細を整理して提示すること。
- 中央制御室へのアクセスルートについて、通常時のサービス建屋経由のアクセスルート及び重大事故等時のアクセスルートの説明を追記して提示すること。
- 炉心損傷判断後に現場作業等を行う際の全面マスク着用の判断基準については、根拠を提示するとともに全交流動力電源喪失時においても包含されることがわかるように整理して提示すること。
- 線量計算地点及び周辺監視区域境界の変更前後の比較を追記して提示すること。
- 放射性物質の大气拡散条件について、最も短い実効放出継続時間を全核種1時間としている根拠を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「31条/60条 監視設備」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 可搬型モニタリングポストの設置について、先行プラントの審査での有効性評価のタイムチャートへの記載方法等を確認して提示すること。
- 可搬型モニタリングポストの設置台数及び設置場所について明確に提示すること。
- 事故発生からブルーム通過後までの対応要員の動きについて、優先順位の考え方を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所に係る新規制基準適合性審査の視点及び確認事項（原子炉制御室等（第26条））
- ・ 比較表（原子炉制御室）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（監視設備（第31条））
- ・ 比較表（31条 監視設備）

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 比較表（60条 監視測定設備）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について